

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………一
- ……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………一
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………一
- ……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………一
- 平成二十六年における底立てはえ縄漁業の許可等の申請期間等……………二
- ……………(産業労働局農林水産部水産課)……………二
- 都道の区域変更……………二
- ……………(建設局道路管理部路政課)……………二
- 港湾施設の臨時休場……………四
- ……………(港湾局港湾経営部経営課)……………四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四
- ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………四
- 国土調査の成果の認証……………五
- ……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………五
- 開発行為に関する工事完了……………五
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………五
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五

正誤

告示

○平成二十六年七月七日付東京都告示第九百八十三号…五

●東京都告示第千六十六号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十六年七月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

商号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
ユニバー	取締役	新宿区新宿	東京都知事	平成二十四年
ス・エツ	清水 休子	一丁目二番	(4)第七四九	十四年
センス有	限会社	一 号	二六号	二月十日
有限会社	取締役	港区新橋六	東京都知事	平成二十二年
アローネ	矢野 誠次	丁目七番五	(2)第八四四	十二年
クスト	号	号	五一号	五月十日
				三日

●東京都告示第千六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日	認定年月日
対象区域の地名地番	
千代田区大手町一丁目二番一、同番二、同番五、同番六、同番九、同番十、同番十三から同番十七まで、同番二十から同番二十七まで、八番一、同番三、同番五から同番八まで、同番十、同番十二、同番十五及び同番十六	平成二十六年六月二十四日
二 認定計画書の縦覧場所	
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)	

●東京都告示第千六十八号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十条第一項の規定に基づき、(仮称)武蔵村山センター新精肉棟新築工事について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、同条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	事業者の名称及び種類	代表取締役	直人
株式会社いなげや		成瀬	直人
立川市栄町六丁目一番地の一			
対象事業の名称及び種類			
(仮称)武蔵村山センター新精肉棟新築工事			

工場の変更

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、武蔵村山市伊奈平二丁目に位置する武蔵村山センターの既存工場敷地を拡張し、武蔵村山市内や他の地域に分散している老朽化した精肉センター及びソー菜センターを集約し、新たな食品加工工場を設置するものである。

四 周知地域の範囲

武蔵村山市 伊奈平一丁目、伊奈平二丁目、伊奈平三丁目、伊奈平四丁目、伊奈平五丁目、伊奈平六丁目、三ツ木(米軍横田基地)、残堀一丁目及び榎一丁目の区域

立川市

一番町四丁目、一番町五丁目、一番町六丁目、上砂町六丁目、上砂町七丁目及び西砂川六丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、悪臭、騒音・振動、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

平成二十六年七月二十五日から同年八月四日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 武蔵村山市生活環境部環境課
武蔵村山市本町一丁目一番地の一

イ 立川市環境下水道部環境対策課

立川市泉町千五百十六番地の九

ウ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

四階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)
イ 対象事業の名称
ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十六年八月十三日

(四) 提出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課
郵便番号一六三〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

●東京都告示第千六十九号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第百六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成

二十六年における底立てはえ縄漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。
平成二十六年七月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十六年八月一日から同月十四日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

二十六隻

●東京都告示第千七十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十六年七月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 路線名 新宿国立

二 変更の区間 国立市富士見台一丁目五十番三地从先から同市谷保字東之原四千三百五十番地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第七十一号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設を臨時に休場する。ただし、第二十六回東京湾大華火祭が中止となった場合は、休場しない。

平成二十六年七月二十五日

東京都知事 舛添 要一

- 一 種類 橋りょう附帯施設(遊歩道)
- 二 名称 レインボーブリッジ橋りょう附帯施設
- 三 休場日時 平成二十六年八月十日午後三時から午後九時まで
- 四 理由 第二十六回東京湾大華火祭の実施に伴う混雑及び事故の防止のため

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年七月二十五日

東京都知事 舛添 要一

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ETIIC

三 代表者の氏名

宮城 治男

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区神南一丁目五番七号 APPELOHM

Iビル四階

五 定款に記載された目的

この法人は、自らの意志と行動で社会の課題を解決し新しい価値を生み出す「起業家型リーダー」の育成及び輩出並びに「起業家型リーダー」を育む社会基盤の創造及び整備を行うことを通じて社会全体の改革を創造し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人UMLモデリング推進協議会

三 代表者の氏名

上野 南海雄

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区代々木一丁目二十二番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、ソフトウェア技術者やエンドユーザーなどモデリング技術を活用する多くの人々を対象に、わが国およびアジア地域における UML技術とモデル化技

術の健全なる普及と発展を期して、①技術者の育成と技術普及施策、②公正な基準による技術者と事業者、並び

に関連ソフトウェアの認定を行い、③さらに、各分野ごとのベストプラクティス・モデル(最適化業務モデル)の共有促進の支援を通じて、情報社会の健全なる発展とわが国産業のグローバル化に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グローバル・スポーツ・アライアンス

三 代表者の氏名

三浦 雄一郎

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区南平台北町四番八号二〇七

五 定款に記載された目的

この法人は、次世代の地球市民のために、スポーツイベントを通じた地球環境保全に関する啓蒙活動、スポーツ用品のリサイクル、スポーツ施設の環境改善等に関する事業を行い、子どもの健全育成及び地球環境と共存する新しいスポーツ文化の創造に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育てネットワーク・ピッコロ

三 代表者の氏名

小俣 みどり

四 主たる事務所の所在地

東京都清瀬市元町三丁目十八番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、年齢・性別や障がいにかかわらず地域に暮らすさまざまな人々を対象に事業を行い、地域と家庭とのネットワーク化を進め、子育てが楽しいと思える環境づくり、地域で支え合う子育て支援に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人チャリティー・アソシエーション

三 代表者の氏名

高橋 孝志

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋富沢町十番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、個人・企業・団体から寄付を募り、それを児童養護、社会福祉、人道支援、環境保護支援等を主たる目的としている団体に対し、その財政的基盤確立の一助とするための支援を行うことにより、豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

国土調査の成果の認証について

世田谷区における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。
平成二十六年七月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 調査を行った者 世田谷区
の名称

二 調査を行った期 平成二十五年二月から平成二十六年
二月まで

三 成果の名称 世田谷区(世田谷四丁目的一部)の
地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 世田谷区世田谷四丁目地内
域

五 認証年月日 平成二十六年七月十五日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十六年七月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

府中市若松町三丁目十八番三 府中市若松町三丁目十九番
十四の一部、同番六十二、十 地の一
九番三、同番四及び同番七 加藤 恵一

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
平成二十六年七月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 ヨドバシAKIBAビル

二 店舗所在地 千代田区神田花岡町一番六ほか

三 設置者名 株式会社ヨドバシカメラ

四 意見

ア 聴取者 千代田区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十六年七月二日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十六年七月二十五日から同年八月
二十五日まで。ただし、東京都の休日に
関する条例(平成元年東京都条例第十
号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○平成二十六年七月七日付東京都告示第九百八十三号

ページ一段一行一 誤 一 正

一 中 後から 三 消防法で定める 東京消防庁の指
建物屋上の既存 導基準により設

の緊急離着陸場
置された緊急離
発着場

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002